

令和 2 年 1 0 月 教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和 2 年 1 0 月 8 日 (木) 1 4 時 0 0 分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	池松教育長、廣田委員、浦川委員、小松委員 黒田委員 森委員
出席職員	島村政策監、林田教育次長、桑宮総務課長、松山県立学校改革推進室長、日高教育環境整備課長、迎教職員課総括課長補佐、加藤義務教育課長、狩野高校教育課長、安永児童生徒支援課長、宮崎特別支援教育課長、立木生涯学習課長、松崎体育保健課長、大場義務教育課人事管理監、山崎高校教育課人事管理監、山崎生涯学習課企画監、渡邊長崎図書館長
開 会 前回議事録承認	<p>(池松教育長) ただいまから 1 0 月定例会を開会いたします。 本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。議事録署名委員は浦川委員、小松委員の両委員にお願いをいたします。 次に 9 月定例会の議事録は各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(池松教育長) 御異議ないようですから、前回の議事録は承認することといたします。それでは各委員、御署名をお願いいたします。 本日、提案されている議題等のうち、報告事項 (8) から (1 1) につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により、非公開として協議を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(池松教育長) 御異議ないので、そのように進めていきます。 では、定例教育委員会の冊子 1 について審議いたします。 報告事項 (1) について、説明をお願いします。</p>
報 告 (1)	

質 疑	<p>(桑宮総務課長)</p> <p>報告事項(1)「令和2年9月定例県議会の概要について」御説明申し上げます。冊子1の1ページをお開きください。</p> <p>会期等日程については、記載のとおりでございます。</p> <p>教育委員会関係の議案につきましては、予算議案として、第110号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算(第7号)のうち関係部分、事件議案として、第116号 契約の締結について、報告議案として、報告第21号 知事専決事項報告「損害賠償の額の決定について」、これらが上程されまして、いずれも原案のとおり可決・承認されております。</p> <p>一般質問等につきましては、3に記載のとおり、「女性登用について」をはじめ、10項目の質問がございました。概要につきましては、別冊でお配りしております報告事項(1)資料「令和2年9月定例県議会の概要について」の1ページから8ページに記載しているとおりでございます。</p> <p>2ページをお開きいただきたいと思っております。</p> <p>文教厚生委員会等における主な質疑事項等でございますが、第110号議案の審査において、「県立高校ICT活用授業推進事業について」、第116号議案の審査においては、「長崎県立長崎図書館郷土資料センター(仮称)の周知について」、報告第21号の審査においては、「退職手当支給制限処分取消判決と今後の支給制限処分について」、の質疑がございました。また、所管事務に関する質疑として「次期長崎県総合計画素案について」、「長崎北陽台高校でのクラスター感染について」、「諫早特別支援学校の改築等について」、などの質疑がそれぞれございまして、その概要につきましては、別冊の報告事項(1)資料の8ページから16ページに記載しているとおりでございます。報告は、以上でございます。</p> <p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの報告に対して御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>別冊資料の10ページに、教育情報ネットワーク維持管理経費(SE委託)について、中山委員の質問に対して総務課長が答えています。驚いたのは、システムエンジニアがすでに5名いて、今度1名増員して6名にするということです。昔は学校の先生が自分たちでソフトを作って成績を管理する時代もあったと思っております。今は</p>
-----	--

こうやってシステムエンジニアが県庁にいるみたですが、どういう資格を持った人を採用しているのでしょうか。そしてどこに所属していて、仕事の内容はどのようなものか教えてください。

(桑宮総務課長)

現在5名のシステムエンジニアがおりますが、県で直接採用ということではなく、委託契約の中で5名を配置するという事になっております。このシステムエンジニアにつきましては、資格として基本情報技術者、チーフとなる1名につきましては、応用情報技術者といった資格を持ったシステムエンジニアが業務にあたっております。具体的な業務の内容につきましては、長崎県教育情報ネットワークの保守、それから問い合わせに対応するヘルプデスクの業務を行っているところでございます。

(池松教育長)

総務課の所属ということでいいですか。

(桑宮総務課長)

職員ではありませんので、所属というものはありません。実際の勤務の場所は、県庁舎3階にSEルームがございまして、そこで勤務しております。

(廣田委員)

確かにSE委託は良いことだと思います。特に学校の場合には、生徒に教えていく先生方が、システムを管理していくことは苦勞が多いと思います。例えば、高等学校の場合は情報の先生がいますが、そういう先生も関連はしていると思いますが、専門的なネットワーク接続や機器管理については苦勞が多いと思います。こういう専門家がいるということは良いことだと思います。6名にするということはそれだけ需要があるということですか。

(桑宮総務課長)

今年度、ネットワークの整備ということで1人1台体制に対応できるネットワークの整備を県立学校に行っているところです。それに伴って、インターネットに接続できない等のネットワーク関係の障害に関する問い合わせ等が増えることも想定して、9月議会に1名増の債務負担の議案を提出したところであります。

(廣田委員)

そうすると、この人たちはシステムの整備に関することだけで、例えば、ソフトウェアの運用や学校の先生方がこういうソフトを使っていった方がいいのではないかとすることはやらないのでしょうか。

(桑宮総務課長)

今回のS Eにつきましては、ネットワークの管理ということが一つ、それから学校事務のシステムや校務支援のシステム等がありますので、そのシステム等の管理をするということが主な業務になっております。委員のお尋ねにありました教員の授業での活用方法等につきましては、私どもが所管している委託業務の中には入っておりませんが、今後、1人1台体制を踏まえまして、どう支援をしていくかという点につきましては、現在、高校教育課で検討しているところでございます。

(廣田委員)

今日の日経新聞の一面にデジタル庁関係で、失われた20年といえますか、要するに日本のコンピューターに関するデジタル化に対して20年遅れていて、その原因は、地方自治にあるということでした。国がこういう情報システムでやっついこうとしたときに、なぜ地方が遅れるかということ、地方は地方自治で地方単独でコンピューターを入れたり、ソフトを作ったりしているので、国全体として全然まとまらないので、総理がデジタル庁の動きを強めているということです。長崎県の場合、学校もいろいろなソフトを使っていると思いますが、統一した流れがありますか。例えば、長崎市はこういう情報コンピューターを使って、波佐見町はまた違うソフトを使っているなど、そういう中で情報管理システムをやっついってもなかなか統一できないのではないかと思います。そういうことは起こっていないのでしょうか。

(島村政策監)

県と市で話が若干異なりますが、市の校務支援については、クラウドで共通化を始めておりますので、全部が統一という形になってきております。県は独自に校務支援システムを作って長く運用しています。今話が出たS E 5名のうち2名が校務支援を含めた各種プログラムの維持管理にあたっています。

20年遅れているという問題に関しては、どちらかというと遅れ

ているという問題ではなく、マインドの問題の方が大きいです。時代に合わせてシステムを維持していくというマインドが、日本ではなかなか育ちきれなかったという部分がありまして、その根っこに関しては、委託すればいいという文化が発達しすぎてしまったことが大きいと思います。欧米では、社内にS E等を雇って直接運用していくことで時代に合わせて変えていきますが、日本ではいつのまにか外に出すものという文化に途中から変わってしまい、その中でお願いするだけという形で進捗が遅れてしまった部分があって、そこで遅れたという状態です。

今デジタル庁でいろいろな改革を始めていることに関してですが、例えば、法令上でこう変わったので入れるデータがこう変わるとういう結果になりますというプログラムの提示までは実際いきません。標準的にこういう機能を作ってくださいという文書は出てきていますが、このプログラムにこういうデータを投げたらこうなりますというものを全国に配れば共通化すると思いますが、そこまではいかない状況と理解しております。

(黒田委員)

関連ですが、教育関係とデジタル庁がやろうとしている内容とどうリンクしているのでしょうか。

(島村政策監)

デジタル教科書を入れてはどうかということが身近では出始めています。ただこれは協議に入っている段階ですので、どうなるかはわかりません。

(黒田委員)

教育分野もその中に入っているんですね。

(池松教育長)

デジタル化を進めるという意味では国の行政、県の行政、市の行政をそう進めていこうという流れはあります。何がどうなるかは今からです。先ほど廣田委員がおっしゃったように、市町村で違う、例えば、国保税は電算で処理しますが県で統一的にやっている部分があって、国保連合会というところに委託しています。長崎市や佐世保市は大きいので独自でやっているとか、そういうものが今バラバラになっていて、一緒にしていけないとデジタル化もなかなか進まないということではないかと思えます。

(廣田委員)

今政策監が言われたようなことが日経新聞にも書いてありました。そういう情報ソフトを納めているのは地元の業者で、その人たちでないとわからないようなシステムになって、行政もそれに頼り切ってしまうと、結果的にそこから抜け切れない。一つの大きい体系の中で、例えば県が導入した校務支援システムにしても全体を県で統一するというをやっていないと、市町村でまた違う形になっていくと同じような問題がずっと続いていくと思います。

(島村政策監)

なかなか難しい問題ではありますが、システムの企画そのものについては、設計まで私どもが直接やっております。それを作った後は実際、地場企業が作るわけで最終的に詳しいのは誰かと言われれば地場企業のSEとなってきます。問題は、設計書をきちんと作るかどうかだと思っています。その設計書を見れば答えがわかるようになっているかどうかまできっちり作らないと意味がなくて、それがないので頼りがちになるのではないかと思っています。今後含めてまずは、書類の整備を大事にしていきたいと思っています。

(池松教育長)

加藤課長、校務支援システムの話をしてもらえますか。

(加藤義務教育課長)

今まさに廣田委員から御指摘があった課題である市町によって先生方の校務支援システムが異なっていたり、独自開発していったためにそこから抜け出すことがなかなかできない状況がございました。こういったものを基に、平成29年度から統合型校務支援システムを全県的に一つのクラウドを用いながら活用していこうということで取組を進めているところです。これについては、今年度中に11市町が導入する形で進んでおり、昨年度12月に効果測定をしましたが、教諭が1日あたり30分、また教頭については1日あたり50分の業務の削減ができています。さらにこれを広げていきたいと考えております。

(廣田委員)

今、お答えを聞いて安心しました。11市町は少し少ない気がしますが、これが全県下で統一して使われていくと先生方がどこに行

っても同じシステムでやっていけることになるので、教頭が50分も時間が空くというのは、学校にとって非常に大きいので、ぜひそういうことをやってほしいと思います。

(池松教育長)

21市町が移行するけれども、今11市町です。移行時期にずれがあるのはどうしてですか。

(加藤義務教育課長)

一つは効果を見ていこうという市町がございます。もう一つは、独自に開発してきたために、例えば、五カ年の契約を結んでいる市町もがございます。こういった市町が今後徐々に統一へ進んでいくものと考えております。

(池松教育長)

通知表の様式も同じにして、どこの市町も同じだとすれば転勤しても同じ様式なので、入力など慣れているということなども狙っています。

(小松委員)

各県議会議員さんも、ICTに関して関心が高く、教育長の答弁も大変だったろうと思います。経験上、心配しているのは、ハードを整備することもそうですが、最初の立ち上げのときの初期化に大変な時間と人の手当が相当必要です。初期化するための部屋の確保など、大変、苦勞した覚えがあります。事前にその辺はよく準備をしていただきたいという要望と、実際、始めてみれば、いろいろなトラブルが発生します。アナログの時代はありませんでしたが、このデジタルの時代に1つトラブルが起きたら、待ったなしです。全体がトラブルを起こすこともあって、そのときは大変なことです。例えばその一部、1人のところにトラブルが起こったときでも、待ったなしでメンテナンスをやらないといけません。だからその体制も、できれば各職場にシステム担当者がいて、何かあったら、すぐその方に相談すればリカバリーができるような体制をとっていかないと、せつかくの構想が頓挫してしまうと言いますか、動かないと、だんだん嫌になってきます。前がよかったという気持ちになります。実際、そういうことで職場が大混乱に陥ったこともありましたので、ぜひともそういうことがないように、お願いしたいということでございます。

1点だけ質問です。3ページ目に、学校給食の件がありますが、数字的に大きな違いがあると思いました。教育長の答弁のところで、公立学校504校において、年間約5,700回の予定をしているが、8月までに358校で約770回実施となっています。校数についてはいいですが、回数が減っているのは、やはりコロナの影響による計画実施が遅れてということですか。

(松崎体育保健課長)

ここにお示ししております学校給食活用推進事業は、教育委員会の事業ではなく、知事部局の農林部、水産部の事業になっております。それが6月補正で事業を始めたところでございます。前倒しで8月までに358校実施しております、トータル的には年間5,700回実施するというところでございます。

(浦川委員)

13ページの議案外、川崎委員の高校生のクラスター感染について、北陽台高校や、大村工業高校の部活等で報道がありましたが、県の対応や高校の対応が迅速で適切だったのでしょうか、非常によかったと思っています。特に北陽台高校は、地域に住んでいて、非常にアンテナを高くして見ていましたが、そんなに混乱も気づきませんでした。今後、もしこういったことの対応について、私たち、大人や地域を見たときに、こういったところがあったらもっとよかったという、学ぶべき視点があったら教えてください。

(狩野高校教育課長)

非常に難しい質問ですが、学校として適切な情報を保護者、生徒にまず流していかなければいけないということは、1つの教訓としてございました。それから、こちらから情報を流すと、保護者から地域に流れていってしまい、その地域に流れていく情報が、少し事実と違う情報が流れてしまったということが、今回、北陽台高校の件ではございました。そこは難しい課題です。保護者、生徒には正確な情報が行きますが、そこから流れていく情報が、少し事実と異なってしまいました。いわゆる噂や少し中傷的なことも出たということは、課題として持っているところです。

(浦川委員)

ありがとうございます。誹謗中傷で攻撃することだけは、機会を捉えて私たちが改善していく好機だと思いますので、何かそういう

こと意識しておく必要はないかというところで、お尋ねしたところ
でした。また検討されて教えてもらえればと思います。

(池松教育長)

ほかにございませんか。

(黒田委員)

ただいまのお話の中でも、例えば、教育委員会できちっとした整
理した情報、それから、それがいろいろな中傷にならないようにす
る、そういう公式の文章をSNS関係で公式のサイトで提案できな
いのでしょうか。今後のことですが、高校生はどうでしょうか。

(狩野高校教育課長)

県立高校で発生した際、県民向けに教育長と私も記者会見をして
お伝えをしました。それから発症した学校につきましては、学校と
高校教育課で連携をとりながら、どういった情報を保護者、生徒に
流していくかということを含めて流していきました。今後、SNS
を通してどうこうということは、今はまだ考えておりませんが、先
ほど申し上げたとおり、保護者以外の方に流れていく情報が事実と
違う情報として流れていきますので、そこはこれから検証して、検
討していかなければならない点だろうと思っています。

(池松教育長)

ほかにございませんか。

報 告 (2)

特にないようであれば、続いて報告事項(2)について説明をお
願いします。

(桑宮総務課長)

それでは、私の方から報告事項の(2)について説明を申し上げ
ます。

令和2年10月2日付で、県監査委員から、令和2年度前期の普
通会計定期検査の結果について、報告がありましたので、御説明い
たします。別冊の報告事項(2)、資料の中の定期監査報告書の1
ページをお開きいただきたいと思ひます。報告事項(2)資料とい
うインデックスがついた資料でございません。1ページをお開きく
ださい。

令和2年度の前期監査につきましては、本庁及び地方機関の合計
119カ所で実施され、教育委員会関係では7月28日に大村工業

<p>質 疑</p>	<p>高等学校と教育センターに、8月25日に教育庁本庁11課・室に対し実施をされております。3ページをお開きいただきたいと思ひます。</p> <p>今回、監査が実施された機関において、県全体で67件の指摘事項がありました。3ページ真ん中の表の一番左の列が計でございます。この中の指摘事項につきましては法令、条例または通達に違反しているものなど、8つの項目に該当するもので、指導事項はそのうち軽易と認められるものです。その内容につきましては6ページ以降に記載をされております。</p> <p>冊子の1にお戻りいただきたいと思ひます。冊子1の4ページをお開きください。令和2年度定期監査（前期）「指摘事項」に係る措置状況の一覧でございます。教育庁におきましては、物品関係の指摘事項が1件となっております。内容といたしましては、強化練習等のため貸し出すカヌー（船舶類）について、物品取扱規則に基づく貸付の事務を行っていないとの指摘を受けております。この指摘に対する措置状況につきましては、現在、関係機関に相談の上、必要な手続きを進めております。今後は同様の事案が生じないように、所属内で共有し、関係法令や規則等を再度、確認するほか、物品の管理状況について確実に引継ぎを行うなど、適切な事務処理に努めてまいります。また定期監査におきましては、このほかにも指導事項としまして、契約に係る事務処理の不備や物品の適正な管理に対する指導もを受けております。これらにつきましては、それぞれの事務処理における関係法令を遵守するとともに、財務会計等に関する知識を組織として再確認するなど、チェック体制の強化に努め、同様の指摘を受けることのないよう適切な対応を促してまいります。併せて、あらゆる機会を通じて、各所属にも情報提供を行ひまして、教育委員会全体で、適正な事務処理に努めてまいりたいと思ひております。なお、監査の結果に対して各所属が講じた措置については、11月末までに監査委員宛て報告をすることといたしてあります。</p> <p>（池松教育長）</p> <p>ただいまの報告につきまして、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>（小松委員）</p> <p>今のカヌーの貸出しの問題ですが、この報告を読ませていただいて、何が起きているのか、よくわかりません。単なる事務処理上</p>
------------	--

の問題なのか、実際、管理上の問題があっているのか、法律上の問題なのか、どこの責任で保管していて、どういう使い方をしていたのか、どこが問題なのかわからないので、少し説明をしていただきたいと思います。

(松崎体育保健課長)

本事案は、カヌー艇について、艇を使って強化練習等を行うカヌー協会などに対して、貸付簿を作成するなどの貸付事務を行ってなかったというものでございます。このカヌー艇については、カヌーの県代表選手の競技力向上を目的に県カヌー協会の推薦を受けた選手が、強化練習や試合などで使っているものでございます。本課はカヌーに限らず、すべての競技に担当職員がおりまして、各競技団体と連携をして競技力向上に向けて取り組んでいるところでございます。原因ですが、体育保健課の職員は、県の管理で当該物品を利用していたという認識をしていたため、物品管理規則に定める貸付事務が必要という認識が不足していたことが、一番の原因ではないかと考えております。現在、関係機関に相談をしながら、必要な手続きを進めるとともに、そのことを踏まえ、今後、課内で情報を共有しながら、適切な事務処理に努めていきたいと考えております。

(小松委員)

これは今回、カヌーに対してのみ見つかったということですが、水平展開して、そのような懸念があるようなものはありませんか。

(松崎体育保健課長)

ここに書いております、関係機関と相談しながらというのが、その部分でございまして、ほかに例えばヨットなどもございますので、そのあたりも適切に今後、管理していきたいと考えております。

(池松教育長)

ほかにございませつか。

報告 (3)

特にないようであれば、次に報告事項(3)について説明をお願いします。

(加藤義務教育課長)

5 ページ、報告事項(3)「令和2年度研究指定校研究発表会について」、御報告いたします。

質 疑	<p>義務教育課では新学習指導要領への対応及び本県児童生徒の学 力向上に向けた学習指導方法の改善、さらには新たな取組の積極的 な導入等を目的として、毎年、それらの研究に意欲的に取り組もう とする市町立小中学校数校を研究校に指定し、実践的な検証を進め るとともに、その成果を公表し、県内全域における学校教育水準の レベルアップに努めております。</p> <p>本年度は新型コロナウイルスへの対応により、実施が危ぶまれま したが、市町教育委員会及び研究指定校と検討を進め、可能な限り 感染リスクの低減を図りながらも、実施可能な教育活動については 継続するという立場から、すべての研究指定校において、当初の予 定どおり研究発表会を開催することといたしました。10月1日の 長与町立長与中学校を皮切りに、28の指定校において、1月まで かけて順次、研究会を開催し、これまでの研究の成果を県内に発信 してまいります。本発表及び校内や県市町教育委員会を対象とした 中間発表の期日をお示ししておりますので、参加の御希望があれば お知らせいただければと思っております。</p> <p>(池松教育長) ただいまの報告について、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員) コロナ禍で私は地元の小学校や中学校の入学式、卒業式、運動会、 そういうもの全部、遠慮してくださいという案内が来ています。そ ういう中で、この研究発表は、その研究校が、それ以外の学校から 来てもらわないといけないと思いますが、インターネットか何かで 発表するものなののでしょうか。例えば大野小学校だったら大野小学 校に集めて、そういう発表をされるのかどうか。このコロナ禍の中 で、どういう研究発表になるのでしょうか。</p> <p>(加藤義務教育課長) これは実際に、その学校に直接出かけて、学習、授業等を参観し て先生方が研修を深めるという形にしております。原則といたしま しては、それぞれの市町において授業研究会や研究発表会、それぞ れ独自の取組が行われております。基本的にはそれぞれの市町の方 針に従った形で、実施をすることになっておりますが、特に本年度 は三密を避けるための対策や、マスクの着用等はもちろんですが、 案内状の発送地域を限定したり、参加者の数を制限したり、また学 習内容によっては、その協議会場を工夫したりという形で、実施を</p>
-----	---

考えております。

また、本年度、新たな試みといたしまして、参加者を限定しておりますので、より多くの学校で参観ができるようにオンラインを用いた研究会への参加というものも、あわせながら取り組もうとしている学校もございます。このような取組というものは、今後の研究指定校のあり方に大きな影響を与えるものと思っております。最大限、感染リスクにつきましては、低減を図りながら、このような取組を進めていきたいと考えております。

(廣田委員)

この研究内容を見たら、小学校の外国語教育や21世紀型学力向上研究プロジェクトなど、ほかの学校にとって非常に参考になる、みんなが悩んでいるところを発表されるので、行きたい先生も多いと思います。それが参加者を限定しているということなので、こういう機会だからオンラインの研究発表というのを、それも1つの研究発表ですよ。そういうものに力を入れて、県教委としてもできるだけオンラインの研究発表も重視してくれみたいなことを言った方がいいのではないかなと思いました。

(黒田委員)

関連ですが、オンラインは当然、今後の1つの方法として考えられると思いますが、DVDで撮って情報展開するというのは、相手にとって時間も選べるし、効果的だと思いますが、その辺の発想は今のところないのでしょうか。

(加藤義務教育課長)

本年度、研究指定校の研究発表を、オンラインを用いて同時中継で実施をしてみたいと思っております。もちろんその研究内容をDVD等でまとめ上げて、それを今後、県内の学校に展開していくという取組も必要な取組となっていると思っております。ただ、どうしても肖像権や子どもたちの個人情報というところがございます。そういった中で、限定した方に、その時間帯にオンラインで流すということについては問題ないということですが、やはりそれを1つの成果物としていくときには、どういった課題があるのか、そのあたりも整理をしながら、今後進めていく必要があると思っております。

報告 (4)

(黒田委員)

子どもにも肖像権があるんですか。難しい時代になりましたね。

(加藤義務教育課長)

やはり今、メディア等で子どもたちの顔を流す際には、保護者の了承を得ながら、またどのような活用をするのかということころは、しっかりと確認を取りながら、進めていく必要があると考えております。

(池松教育長)

ほかにございませつか。よろしゅうございますか。

御質問がなければ、続いて報告事項(4)について説明をお願いします。

(山崎高校教育課人事管理監)

資料6ページ、報告事項(4)「令和3年度県立学校職員採用試験について」、御説明いたします。

今回、実施します採用試験は、県立学校の実習助手、寄宿舎指導員となります。なお、実習助手の試験では、A採用の障害者特別採用選考とB採用に分けて実施をいたします。

まず、実習助手についてですが、現在、高等学校そして高等部を設置する特別支援学校、計61校に対しまして、232名を配置しているところでございます。そのうち、本年度末には正規職員の8名が退職予定となっておりますので、県立学校の実習助手採用試験を実施することといたしました。募集職種につきましては、資料にお示ししているとおり、A採用では理科、そして特別支援を、B採用につきましては、理科、特別支援、農業、工業の機械、化学、建築の実習助手を募集します。また寄宿舎指導員につきましては、現在、寄宿舎を設置する特別支援学校5校に対しまして、81名を配置しているところでございます。そのうち、本年度末には、正規職員の5名が退職予定となっております。寄宿舎指導員につきましては、今後も一定の寄宿舎生がいることや、寄宿舎指導員の年齢層に偏りが生じているため、引き続き選考試験を実施し、本年度は2名を募集いたします。出願期間、それから試験日等につきましては、記載のとおりでございます。

(池松教育長)

ただいまの報告について、御質問等ございませつかでしょうか。

<p>報 告 (5)</p>	<p>特にないようであれば、続いて報告事項(5)について説明をお願いいたします。</p> <p>(狩野高校教育課長)</p> <p>7ページ、報告事項(5)を御覧ください。「令和3年度県立高等学校及び特別支援学校高等部において使用する教科用図書採択結果について」、御報告申し上げます。</p> <p>(1)基本方針と(2)採択の方法につきましては、今年度、4月の定例教育委員会で決定されたものでございます。この基本方針、採択の方法に基づき進めてまいりました。別冊資料を御覧ください。</p> <p>申し訳ございません。1点、訂正ですが、1ページおめくりいただいて、長崎東高校の一覧がありますが、一番上の左に令和2年度使用教科書採択一覧表と書いてございます。これは令和3年度、「3」でございます。すべてのページに令和2年度となっておりますので、「3」でございます。申し訳ございません。</p> <p>この冊子は、来年度使用の学校別採択教科書一覧をお示しております。71校から3,169点の教科書が採択希望教科用図書として高校教育課に報告がございました。県教育委員会事務局の各教科を専門とする指導主事が不明な点を学校に問い合わせるなど、十分な確認を行った後に、8月28日に採択についての関係課による確認を実施し、教育課程との整合性、学校及び生徒の状況との整合性、また選定理由の妥当性などを精査いたしました。その後、一覧表にお示ししておりますとおり、3,169点を9月10日の教育長の決定をもって採択といたしましたので、御報告いたします。</p>
<p>質 疑</p>	<p>(池松教育長)</p> <p>ただいまの説明について、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>7ページの(2)採択の方法の2に書いてある高等学校用教科書目録という言葉がありますが、ここの学校別の採択教科書一覧は、全部、その目録の中から選択されたものなのですか。</p> <p>(狩野高校教育課長)</p> <p>今、お示ししています資料にあげている一覧につきましては、おっしゃったとおり文科省が作成しております目録から選んだものでございます。</p>

(廣田委員)

これからの高等学校を考えたときに、この目録に載っていない教科書で授業をするような学校があってもいいのではないかと思います。前回も言いましたが、SDGsなど、これは松山室長に言った方がいいのかもしれませんが、高校教育改革の流れの中で、今、私立高校もいろいろな工夫をしながら特色のある学科コースを作っているのです、そういう特色のある学科コースを作ったときに、国が作った教科書では教えられない内容を教えていく学校が出て来るのではないかと思います。そういう学校が長崎県の中にも出てきて、生徒、保護者の人気が集まって、その科に集中するということが出てくると、国の定めた教科書ではないものを使って授業をしていく、国がそこまで追いつかないと、そういうレベルの学部、学科を作っていないと、既存の学科、あるいは普通科のコースでは徐々に生徒、保護者の人気もなくなって、衰退をしていくばかりではないかと思いました。特別支援学校はあると思いますが、工業高校や農業高校の中で、国の指定された目録にない教科書を使っている学校が出てこないかと思いました。その辺の見解はどうですか。

(狩野高校教育課長)

今現在、多くの高等学校で学校独自に設定した学校設定科目というのを設けております。例えば、私が3月までおりました口加高校にグローバルコースがありますが、その中にグローバルイングリッシュという学校設定科目を設置して授業を実施しました。学校設定科目で使う教科につきましては、文科省の教科書目録にない場合には、法律上の一般の図書を教科書として使用できるという規定がございますので、昨年度実績で申し上げますと、48校から336点が一般図書として本課に願いとしてあがってきております。

(廣田委員)

やはりそういう特色ある学科では、国が指定した教科書以外のものを既に使っているわけですね。少し誤解がありました。そういう学校がどんな教科書を使っているのか少し見たかったのでお尋ねしました。そういうのは、この教育委員会に報告していないんでしょうか。

(狩野高校教育課長)

一般図書につきましては10月30日締め切りで、各学校から高校教育課に採択の願いとしてあがっております。それを高校教育課で精査をしまして採択をしているということで、今回の教育委員会にはあげておりません。

(廣田委員)

後で少し見せてください。

(池松教育長)

確認ですが、学校設定科目は国の検定を通っていない、いわゆる一般図書がここに書いてあるわけですね。検定済教科書を使うのが原則で、例えば普通の国語という科目は、国語の目録の中から選ぶしかないんでしょう。

(狩野高校教育課長)

学校設定科目については、その目標や狙い、趣旨がありますので、それに適する教科書が目録の中に登載されれば、それを使用してもよい。しかし、なければ一般の図書を使ってもよいとなっております。

(池松教育長)

学校設定科目ではなく、普通の国語という教科はどうですか。

(狩野高校教育課長)

普通は、基本的に目録を使うとなっております。

(池松教育長)

わかりました。ほかに、ございませんか。

(小松委員)

単純な質問で申し訳ありませんが、学校によって、何でこれだけ数に差が出るのでしょうか。北陽台高校は2.5ページぐらいありますし、それから長崎工業高校がすごい数です。これだけの差が出るというのはなぜなのか教えていただけますか。

(狩野高校教育課長)

学校によっては普通科のみの学校もありますし、普通科と商業科

報告 (6)

を併置している学校もございます。また工業高校は様々な学科があり、学科ごとに教科書がありますので、多くなるということになります。

(小松委員)

長崎5校でもこんなに数が違うというのは、なぜでしょうか。

(狩野高校教育課長)

長崎北陽台高校は、普通科と理数科が併置でございますので、教科書が多くなっているということでございます。

(池松教育長)

ほかに、ございませんか。

ないようであれば、続いて報告事項(6)について、説明をお願いします。

(宮崎特別支援教育課長)

8ページ、「令和3年度県立特別支援学校中学部で使用する教科用図書のうち検定済教科書の採択結果について」、御報告をいたします。

本年度は中学校で使用する教科書につきましては4年に1度の採択替えの年度にあたります。

1 採択に関する基本方針につきましては、去る5月27日開催の本定例教育委員会で決定されたものです。

2 県立特別支援学校中学部における採択の方法につきましては、記載しておりますとおり、(1)各学校は教科書選定委員会を組織して教科用図書の調査研究を行い、生徒や学校の実態に即して採択を希望する教科用図書を選定し、県教育委員会に報告し、それをもとに県教育委員会においては、長崎県教科用図書採択審査会を開催する等して、十分な確認を行い、使用する教科用図書を年度ごとに学校ごとに教育長が採択いたします。(2)特別支援学校中学部で使用する教科用図書につきましては、特別支援学校用教科書目録に登載された教科用図書のうちから採択いたします。ただし、特別支援学校用教科書目録には文部科学省著作教科書しか登載されていないため、学校教育法附則第9条の規定により、中学校用教科書目録に登載された検定済教科書及びそれ以外の絵本等の教科書を採択できることとなっております。以上、1、2に基づき採択を進めてまいりました。

質 疑	<p>3 検定済教科書の採択の結果についてですが、令和3年度特別支援学校中学部におきましては、中学校の学習指導要領に準ずる教育を受ける生徒の教科書につきましては、7月29日に開催いたしました令和2年度長崎県教科用図書採択審査会において、各学校の所在する採択地区が採択したものと同一の検定済教科書を採択すると決定されました。その理由としましては、特別支援学校の児童生徒に検定済教科書を採択する場合、長崎県ではこれまでも、障害のある子どもと障害のない子どもが、共に学ぶ交流及び共同学習の推進や柔軟な転学などインクルーシブ教育システム構築による学びの連続性に留意し、各特別支援学校の所在する採択地区が採択したものと同一の教科書を採択することとしており、今年度の中学校検定済教科書の採択替えに当たっても、これまで同様に採択することが適当であると判断いたしました。なお、採択の結果につきましては資料1として関係特別支援学校に通知をしております。さらに、別紙資料の採択一覧をホームページに掲載する予定としております。</p> <p>(池松教育長) ただいまの報告について御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員) 10ページの地図というのは、帝国書院だけしか作っていないのでしょうか。高等学校の分にも地図がありますが、どうですかね。地図は帝国書院だけでそれ以外は1社もありません。</p> <p>(加藤義務教育課長) 地図帳につきましては、2社ございます。</p> <p>(廣田委員) 2社あって何で帝国書院ばかりになるのでしょうか。</p> <p>(加藤義務教育課長) これは、それぞれの市町の採択委員会が判断したものでございます。</p> <p>(廣田委員) 高等学校にも地図がありますが、高等学校の方も帝国書院だけですか。</p>
-----	---

報告（ 7 ）

（狩野高校教育課長）

帝国書院のみではございませんが、かなり選択肢が狭いのが地図帳の特徴でございます、それぞれの学校の特色、使用の実態に応じて、おそらく帝国書院が多いのではないかと思います。

（廣田委員）

帝国書院の方が地図帳としては、すばらしいということだと思います。感想です。

（池松教育長）

ほかにございませんか。
ないようであれば、続いて報告事項（7）について、説明をお願いします。

（渡邊長崎図書館長）

それでは報告事項（7）「ミライo n図書館開館後1年間の状況について」、御報告申し上げます。資料は冊子1の11ページから12ページでございます。

11ページの項番1に令和元年度のサービス等の実績を掲げました。昨年の10月5日にミライo n図書館が開館いたしましたので、ちょうど1年ぐらい経ちますが、令和元年度については、そのうちの約半年分ということになります。入館者数はそこにお示しましたとおり、26万4,211人で、開館日1日当たり1,887人でした。これは2年前、長崎市内の立山にございました旧県立図書館が通年で開館していた平成29年度と比較しますと、86%の増加となっております。また、講座等のイベントが、10月からの約半年間で29回開催、参加された方が955人ということで、これも29年度比だと42%ということで大幅に増加しております。

そのほかに、地域のボランティアの方々等のお力も借りながら、また職員が実施するなどして、読み聞かせや子ども向けの事業を行いまして、48回で参加者が述べ1,694人となっております。

それ以外にも、ミライo n図書館開館ということで、昨年度、視察や見学がたくさんございました。令和元年度の合計で1,626人が来訪されております。またそれ以外にもマスメディア等でも、たくさん取り上げていただきまして、こちらで確認できた限りではございますが、130件ございます。

項番の2に新型コロナウイルス感染症対策として掲げました。項番2と項番3につきましては、ミライo n図書館に限らず県立長崎図書館としての取組ということでお聞きいただければと存じます。

まず、高校生以下の利用制限ということで、新型コロナウイルスの感染が拡大して、3月4日から4月17日までは県の他の社会教育施設等と同様で高校生以下の利用制限措置を講じました。その後、長崎県にも緊急事態宣言が発出されたことを受けまして、臨時休館を4月18日から約1カ月間行いました。この間、臨時休館ということで来館者サービスは停止していましたが、6月に10日間休館をしての蔵書点検を予定しておりましたので、臨時休館が開けた場合には休館日をなるべく削減したいということから、蔵書点検、蔵書特別整理を前倒しで臨時休館中に実施いたしました。それ以外にも、来館ではサービスは御提供できませんが、遠隔で、非来館で御提供できるサービスをとということで、例えばウェブを通じたレファレンスサービス等を実施しておりました。

緊急事態宣言が明けまして、来館サービスを再開したのが5月19日でございます。それ以降は館内一部エリアの利用停止ということで、いわゆる三密を回避するなどの観点から子ども向けの読み聞かせをするおはなしの部屋、あるいはグループでディスカッションしながら利用していただくグループ学習室などは使用を停止させていただいて現在に至っております。これについては、状況を見ながら使用再開をできるように引き続き検討していく予定でございます。

また、イベントにつきましては、対策を講じた上で徐々に再開をしております。この状況下ですので、規模を小規模に、参加人数を限定したり、参加者の方に体温を測っていただいたり、連絡先を控えさせていただいたり手指の消毒等もさせていただいたりということをしてしながら、徐々に再開をしているところでございます。

それ以外につきましては、利用者の方と本の受渡しなどをするカウンターに簡易シールドとして、ビニールシートで飛沫感染が生じないようにする措置を講じたり、カウンター前に行列ができた場合に、利用者同士の距離を空けていただくために床面にフロアマーカ―を、2メートル程度の間隔を空けて印をつけ、それに沿って並んでいただくように御案内したり、あるいは手指消毒用アルコールを設置したりということをしてしております。その後、8月に、閲覧席の間隔を確保して、使用できる閲覧席の数を増やしました。5月19日から来館サービスを再開しましたが、利用者同士の距離を確保しなければならないということで、閲覧席も8割ぐらい間引いて、通

常の席数の2割ぐらいで限定的に来館サービスを再開していましたが、8月に簡易衝立として透明の亚克力板を席と席との間に並べる形で措置をしました。かつ隣の席は空席にして、1つおきに席を使用していただくということで、使用できる座席数を増やすことができました。現在は、元々の4割強ぐらいの座席数まで戻っております。

それから9月には、ミライオン図書館の入口2箇所にサーマルカメラを設置いたしまして、来館者に体温を御自分でチェックしていただくということを始めしております。

次の丸でございますが、コロナ対策は県立図書館、ミライオン図書館だけではなく、県内のどの市や町の図書館でも非常に難しい判断が迫られていたところがございますので、積極的に情報発信をしております。これは、県立図書館としてこのような考え方でやっていますということもそうですが、他県、国内各地域の図書館での状況、あるいはコロナ対策というのは日本だけではなく世界的な現象でございますので、国際的な議論の動向なども可能な限り情報収集をして共有するということをしております。

次でございますが、市町立図書館職員向け研修会の実施方法の変更をいたしました。県立図書館では年に3回ないしは4回程度、県内の市町立図書館の職員向けの研修を実施しておりますが、6月と8月に今年の第1回と第2回が予定されておりました。6月のときは緊急事態宣言で臨時休館したさなかで急遽検討を迫られましたが、県立図書館に集合していただいて研修を実施するのは困難だろうと判断をいたしました。この6月の研修のときには、私と別の県立図書館職員が研修の講師で、許諾手続等の必要がなかったので、光ディスクに録画し、動画を県内各地の図書館に配付して受講をしていただくという形をとりました。また8月末に第2回の研修がありました。このときには外部の講師をお招きしていましたが、講師の方々から許諾をいただけましたので、テレビ会議システムを使用し、さらにテレビ会議がつけられない市や町の図書館の方にはミライオン図書館に来館していただいて受講していただく形としました。ただし、この状況なので、市外、あるいは町外への出張は控えたいという方々については、光ディスクに保存して配付するということで、3つの方式を併用して対応いたしました。

それから11ページの一番下ですが、新型コロナウイルス感染症対策に関連する地方行政資料等の収集ということも実施しております。未曾有の出来事が進行中でございますので、県もそうですが、県内各地の市役所、町役場あるいは市町の教育委員会等に御連絡を

いたしまして、2020年の長崎県内各地のコロナ対策の状況を後世に伝えるために、発行されたパンフレットや刊行物などを地道に保存していこうということで、県立図書館の郷土課で取り組んでいる事業でございます。

12ページに移りまして、3番として、新たな取組ということで幾つか掲げさせていただきました。まず課題解決支援サービスの実施です。これは新図書館整備基本計画に則って開館以来実施してきたものですが、読書やレクレーションなどで図書館を利用させていただくだけでなく、仕事や生活の中で課題に直面したときにも、図書館はそれをクリアするのに役立つということを知っていただくという、そういう趣旨で取り組んでいるものです。1つは、予算措置をしていただいておりますもので、新聞記事データベースなどを導入して来館利用者の方々に提供しております。また、様々な外部機関と連携して講座等のイベントを実施しているところです。この結果は先ほどの項番1の講座等のイベントの回数や参加人数につながっているということでございます。

それからインターネットを通じたレファレンス質問の受付の開始です。レファレンスサービスとは、利用者が本を探していて、どう探していいかわからないときに図書館の職員が相談に乗るサービスです。通常は、図書館に来館した利用者に対面で案内や相談をさせていただきますが、来館できる方ばかりではありませんので、一昨年、システム開発をし、昨年度からウェブを通じてレファレンス質問を送っていただいて、それに対してウェブで回答するということが並行して行っております。

3つ目ですが、視覚障害者等向けサービスの拡充ということで、今年度からの取組です。「サピエ図書館」という名称の、目が不自由な方など向けの、インターネットでの、いわゆる音声資料をウェブで提供するサービスがございしますが、これに新たに加入しております。これによって、ミライオン図書館で新たに視覚障害者等として登録された方は、ミライオン図書館に来館していただければもちろんですが、来館せずとも御自宅でも音声資料を使えるようになるということになります。括弧書きで10月予定と書いてありますが、予定どおり進みまして、今月からサービスの提供を開始しております。

2つ目の国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスへの参加というのも同様で、これは「サピエ図書館」とある意味似ていますが、国立国会図書館でも同様にパソコンやスマートフォンで読み上げで利用できる音声資料をウェブで提供していますので、こ

ちらにも参加いたしました。括弧書きで年度内と書いていますが、順調に手続きが進みましたので、こちらもあわせて10月からサービスを開始しています。年度内の予定としましては、音声拡大読書器の導入を予定しています。これは本を拡大するだけではなく、それを文字認識して音声で読み上げるという機器でございます。

それから県庁サポートサービスを7月から開始しました。これは特別なサービスではなく、一般の方にも御提供しているものと同じサービスですが、貸出しやコピー、レファレンスサービスなど、県庁にも、そういったことを知らない職員もいるだろうということで、県庁内のイントラネットのポータルサイトに案内を出して、利用を呼び掛けています。週に何件か御利用いただいております。

その次がインターネット協力貸出し「とりよせくん」ですが、こちらから8月から開始いたしました。県立図書館の本を利用するときに、ミライオン図書館に来館する方々ばかりではなく、最寄りの市立図書館や町立図書館に来館してミライオン図書館の本を取り寄せるという形で利用されている方が多数いらっしゃいます。そのときに、最寄りの市立図書館に行かずともウェブで取り寄せを申し込むことができるというサービスでございます。これも8月から開始しております。

それから次ですが、遠隔地返却の試行的実施ということで、9月から開始したものです。これはミライオン図書館に来館した本をもう一度返しにミライオン図書館まで来なくても、最寄りの市立図書館、町立図書館で返せるようにするサービスです。これを9月から試行的に実施しております。

それから次は、大学と連携した情報リテラシー教育の実施です。それぞれの大学で学生向けに附属図書館の利用ガイダンスなどを行っていますが、大学の附属図書館だけでは卒業論文やレポートを書くときにも不足する場面も出てくるだろうということで、大学と事前に御相談した上で、御要望があった場合にはこちらから私と職員とで一緒にお邪魔させていただいて、大学図書館でここまで使えて、使いたいときには県立図書館の本も使えますということをガイダンスさせていただいています。今までのところ、長崎ウエスレヤン大学の大村サテライトキャンパスに外国人留学生が数十名おりますが、その方々向けに1回、それから6月に活水女子大学の長崎市内にある東山手キャンパスと大村キャンパスそれぞれで1年生全員を対象に利用ガイダンスを実施しております。

また、ミライオン図書館に足を運んでくださる利用者の方々向けには使い方講座ということで、バックヤードを御覧いただくという

ことを行っています。これはコロナ禍の状況ですので規模を縮小して、1回当たり3名程度の小規模ではありますが、10月も何回か実施する予定であります。

また学校教育との連携ですが、大村市にございます県の教育センターの職員向け研修会です。県の学校教員が研修員として多数、教育センターに在籍していますが、その方々向けの利用ガイダンスを7月に実施いたしました。また8月には県の生涯学習課が実施しました司書教諭や学校司書の方々向けの研修会でも利用ガイダンスを実施しましたし、同様に司書教諭等スキルアップセミナーにも、私はじめ数名の県立図書館職員が一緒に参加させていただいております。

次は内部向けの取組ではございますが、公共図書館に関する調査研究の実施ということで、県立図書館内に研究会を設置いたしました。研究会といいましても、職員が研究する話ですのでそれほど目新しいものではありませんが、県立図書館といたしましては、市や町の図書館職員向けに研修なども実施しておりますし、私も職員も研鑽を積まなければならないということで、先々を見通して研究して学ぶということを実施しております。その中の1つとして、図書館向けの電子書籍サービスの実態調査を早速実施いたしました。新聞報道等で御覧になっている方もおられるかもしれませんが、いわゆる図書館向けの電子書籍サービスの普及が進みつつありますし、これからも続いていくであろう中で、そもそもこのサービスはどのようなもので、メリット、デメリットはどのようなものなのかエビデンスを押さえておこうということで、職員に調査をしてもらったものです。こうしたものの成果は県内の市立図書館、町立図書館から求めがあった場合には御提供することとしております。

それから広報でございますが、図書館の公式ツイッターのアカウントを5月に開設いたしまして、順調にフォロワーが増えている状況でございます。昨日時点で208名の方がフォローしてくださっているところでした。週に何回かツイートをするようにしております。

最後でございますが、昨年度の開館にあわせて大村市が作成したミライオン図書館の紹介動画がございまして、来館した視察の方とか見学の方には御覧いただいていたのですが、権利関係の問題がないことが確認できましたので、ウェブで、どなたでも御覧いただけるように公開したということでございます。

<p>質 疑</p>	<p>(池松教育長) ただいまの説明について、御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員) 幾つか聞きたいことがあります。入館者数の表現の平成29年度比86%増というのは、長崎市にあったときよりも、入館者数が増えていると理解していいんですか。</p> <p>(渡邊長崎図書館長) おっしゃるとおりです。長崎市内にあったときは、1日平均で1,000人ぐらいでしたので、そこから86%増加して、1,887人ということになります。</p> <p>(廣田委員) 大変素晴らしいと思います。長崎市は県都で利用者が多く、大村市に移って最初の段階で、入館者数が減るのではないかと感じておりました。大村市の人口と比べてみた場合に、少し減るのかと思いましたが、入館者数が1,000人から1日当たり1,887人に増えるというのは、素晴らしい成果だと思います。施設が新しくなったこともあるだろうし、館員の皆様方の努力によってこれだけの数が増えているということと、講座のイベントが29回で、これもはるかに増えているのではないかと思います。ですから非常に評価していいと思います。</p> <p>少し気になっていることは、長崎市の人たちの入館者数が、今はわからないかもしれませんが、後日で結構ですので、どのぐらい県下の人たちが大村市の図書館を利用しているのかを知りたいです。わかりますか。</p> <p>(渡邊長崎図書館長) 図書館の場合、入館のときには、特に手続きなく自由に立ち入りできますので、どこにお住まいの方が入られたかというのは、全く把握することができないのが実態でございます。ですので、その数字を出すことは難しいと思っております。例えば、ある何月何日の講演会など、イベントのときでしたら、今コロナ禍で御住所などもいただいておりますので、把握はできるかと思いますが、通常利用については、正直申し上げて数字を出すことは難しいかと思いません。</p>
------------	---

(廣田委員)

それは理解できます。個人情報等、様々な問題があると思います。私の状況を言いますと、森山図書館とたらみ図書館にばかり行っています。ミライオン図書館のカードも作ってもらいましたが、なかなかそこまで出かけて行こうという、コロナもあったのでできませんでした。そういう意味で、次のページにあるインターネット協力貸出し「とりよせくん」、それから、遠隔地返却の試行的実施は非常に良いと思いました。これがあれば、私が森山図書館に行つて、そこで県立図書館のカードを示して、県立図書館の本を借りてくださいということでも貸してもらえるとということです。そしてそこに返せると理解していいんですよね。

(渡邊長崎図書館長)

廣田委員がおっしゃられた話からいたしますと、諫早市の図書館の利用カードをお持ちだと思いますが、県立図書館のカードは全く使わずに、それだけで利用することができます。県立図書館で年間に貸し出されている冊数の4%ぐらいは、ミライオン図書館に来ないで借りられています。諫早市や長崎市など、県内各地の市立図書館や町立図書館を使って、そこで取り寄せて借りている方が全体の4%ぐらいで、年間で3万数千冊になります。そのときは、県立図書館の利用者カードをお持ちかどうかは一切問わず、受け取りになる市立図書館あるいは町立図書館の利用登録さえしていれば、そこで対応して下さっていると認識しています。今回の「とりよせくん」もその延長線上で制度設計したもので、今までは、例えば諫早市内にお住いの方は、まず一度森山図書館や諫早図書館、たらみ図書館などに行つて、こういう本はないかとお申し込みいただいて、市立図書館では持っていないが県立図書館は持っているというときには、諫早市の図書館が仲立ちをする形で県立図書館にリクエストをして、県立図書館がその本を配送するというようにしています。しかしこの場合の問題は、その利用者の方は一度、諫早市内の図書館に足を運ばないと申し込めなかったことです。今回のこの「とりよせくん」という愛称のサービスは、最初の申し込みを来館しないでウェブでできるようにしたものです。実際に本を受け取る時は来館していただくことになり、返却するときも来館していただくわけですが、さらに申し込んだときにも来館することになると、都合3回、地元の図書館に来なければいけません。その3回をせめて2回に減らそうということで、1回目の申し込みは、時間を問わずスマートフォンやパソコンで申し込みができ、仕

事でお忙しい方でも利用しやすいようにということで、システム開発をしたところがございます。このシステム経由で申し込んだものは、最寄りの市立図書館、町立図書館に情報が飛びますが、それ以外は従来型と同じで、地元の諫早の図書館の方が県立図書館に申し込み、県立図書館からそれを配送する形になります。

(廣田委員)

それから活水女子大学の1年生全員を対象に利用ガイダンスをしていますが、これもすばらしいと思います。私が考えているのは、大村市以外の、例えば、県立の高校生でもいいですが、できれば県立の高校生に、卒業までに1回は、ミライo n図書館はどんなものかを体験させたいなと思っています。卒業したらもう長崎に帰ってこない生徒もいるかもしれません。そういう高校生に対する企画は考えていませんか。

(渡邊長崎図書館長)

おっしゃることはとてもよくわかります。ミライo n図書館の使い方講座、バックヤードツアーという取組をしておりますが、この取組の意図がまさにそういうところなんです。ミライo n図書館の大きな特徴は、閲覧室に並んでいる本以外の書庫に並んでいる本の方が多いことです。一般の利用者の方は書庫には入れません。そうすると書庫にたくさん本があり、それを使いこなすことが重要だということを感じていく機会というのは限られてきます。今、廣田委員がおっしゃられたように、高校生のうちからそういったバックヤード、書庫にこそ多くの本があるということを感じていただくだけでも大きな意味があると思います。そういった体験をした高校生が社会人になり、あるいは東京に進学したときに、例えば、国立国会図書館や、巨大な大学図書館などを持っている大学もありますので、そういったところに書庫に本があることを意識しないで行くのと、それを知った上でスタートラインに立つのでは、大分、違ってくると思います。ぜひ長崎県内で学んでいる高校生、それから大学生には、そういったことも体験していただきたいと思っております。その切り口の1つとしてまず、大学と連携してのガイダンスを実施し始めているところです。これはこのまま続けたいと思っておりますが、委員もおっしゃるように高校生にも、学校のカリキュラムで忙しいとは思いますが、御事情が許すのであれば前向きに取り組みたいと思っております。

(黒田委員)

新たな取組が増えて、大変すばらしいと思います。今、それぞれの地区の図書館の利用カードが利用できるとおっしゃいましたが、できればこのシステムの統合化ということも含めて、各市あるいは町の図書館の利用カードとミライオン図書館と統一した形に、例えば、その統一カードの中に地区ナンバーを入れて、カードを統一していくということにはできないのでしょうか。

(渡邊長崎図書館長)

大変難しい御質問だと思いながら伺いました。令和3年度の国の概算要求なども9月末に公開されていますが、総務省の資料を見ますと、自治体の基幹システムの統合、仕様の共通化なども項目に上がっておりますので、非常に興味深く見ております。ただ、難しいからこそ、それが今課題になっているのだろうとも捉えております。地方自治体の基幹システムということになりますと、戸籍や住民票などが当たると思います。図書館に関しても、全国1,400ぐらいの市町村、都道府県で図書館を設置している中で、おそらく95%以上の図書館が図書館の管理システムを導入していると思います。それは、自治体ごとにそれぞれ別々に調達して運用しています。それぞれの運用ルールのすり合わせが難しいということもあると思いますが、そもそも共同で調達し、しかもそれを共同で運用していくということは、相当ハードルが高いのだろうと認識しております。今から5年以上前だったと思いますが、いわゆる自治体クラウドが話題になってきたときも、図書館についてもその可能性を追求した例があると聞いておりますが、そのときも、運用を揃えることは並大抵なことではないという議論だったと仄聞しております。さらにそのシステムを統合するということになるとすぐに答えが出るのかもわかりませんが、問題意識としては黒田委員がおっしゃったとおりだと私も思っていますので、少なくともまずは基幹システムの自治体クラウド化、基幹システムの仕様共通化などの動向に注視しながら、それが図書館の分野に適用可能かどうかということについては、おそらく息の長い取組になるかと思いますが、研究していきたいと考えております。

(黒田委員)

もう1つの観点は、そういうことをしていただくと、各市町の図書館を利用されている方が、そのカード1つで県立図書館ともつながって、いつでも利用できるということが、さらに地元にいながら

実感できて、非常に心理的効果は高いと思います。今は、大村の地元地域に住む人たちがいい思いをしているなど、そういう部分はどうしてもあるのではないかと思いますので、少なくともI o T、ICTでつながっているということが非常に重要なところではないのかと思っております。できればそういう方向性で県全体の取組をやっていただければと思います。

(浦川委員)

大変、斬新で開発的なサービスを提供してくださり、すごいと思ううれしい限りです。そのポジティブな流れに乗っかり、3つほどお尋ねなり、お願いをしてみたいと思います。

1つは、国立国会図書館の障害者用のデータサービスがあるということで、県内にもこども・女性・障害者支援センターに様々な図書館の障害者のためのものがありますが、そことの連携をした上で在宅で送信データを読めるところまでいけるのかどうか1つです。将来的にぜひなったらいいなという願いです。

2つ目に、大学との連携ですが、県立と長崎県にある10大学の図書館との協力貸出しは円滑にできるシステムができているのかどうか。

3つ目は少し難しいかもしれませんが、11ページの下から2行目のテレビ会議システムについてです。私たちのようにいろいろな団体が県内に9地区や、10地区、12地区であったりします。このコロナ禍の中で、市町のテレビ会議ができたらいいなと思って、法務局に聞いたら、国や他県とはできませんと言われました。県庁に聞けば県内の市町とテレビ会議ができるのかなと、聞いてはいませんが。そこでここにあると思ったので、市町の図書館職員向け研修会をやっているということであれば、各団体にテレビ会議の提供をできるというところまで可能なのかどうか、3つをお尋ねです。

(渡邊長崎図書館長)

まず1点目は視覚障害者等向けサービスについてのお尋ねだったかと思います。「サピエ図書館」と申しますのは、厚生労働省の補助事業で社会福祉法人の日本点字図書館という全国的な組織がシステム運用しているサービスでございます。インターネット上でコンテンツが流通していますが、そこで流れているコンテンツが、昔で言えばカセットテープにボランティアの方などが音読したのを録音して、それを昔は郵送して目が不自由な方などの御自宅に届

けるといったことが行われており、今でもこれは継続されておりますが、それがデジタル化されたものと思っただけであればよいと存じます。名称としてはDAISY（デイジー）というもので、これは英語のデジタルアクセシブルインフォメーションシステム、デジタルのD、アクセシブルのA、インフォメーションのI、そしてシステムのSYということで、DAISYという頭文字で「デイジー」と読みます。これは国際的な規格で視覚障害者等の方向けの、コンピュータで可読できるものの規格がこのDAISY規格と呼ばれております。世界中で、視覚障害者等の方向けのコンピュータで読み上げるものはこの規格に則って作成されています。これがその「サピエ図書館」という名称のサービスで、厚生労働省の補助事業の中でクラウド的に提供されています。ただし、それは、著作権法の縛りもありますのでどなたでも利用できるわけではなく、視覚障害者等として認められた方だけということになっております。これについては専門機関が既にごさいます、長崎県で言えば県の福祉保健部が所管している視覚障害者情報センターが長崎市内と佐世保市内にごさいます。これらは旧点字図書館と呼ばれるもので、視覚障害の方向けの専門機関ということになっており、自力でボランティアなどの協力を得ながらDAISY資料を作成していると伺っています。今回県立図書館でこの事業に取り組むにあたり、この県の視覚障害者情報センターにも何度か伺い、御助言をいただいております。その背景としては、昨年の6月に読書バリアフリー法が制定され、この法律に基づいて今年7月に読書バリアフリー基本計画を国が策定したということがあります。この計画を見てもわかりますが、視覚障害者情報センターだけではなく、地方自治体が設置する公立図書館と連携して、この「サピエ図書館」などがもっと利用されていくように取組を進めるということが計画にも謳われております。おそらくそうなるだろうという予測がこちらも立ちましたので、国の計画策定と順序が後先になりましたが、今年度、この事業に取り組んできているところでございます。

そういう前提で、お尋ねに対する御説明になりますが、おっしゃるとおり、自宅で、パソコンやスマートフォンで読み上げソフトを使って聴ける状態になっています。県の視覚障害者情報センターに利用者登録をした方、あるいはミライオン図書館にこの10月から新たに視覚障害者等として、通常の利用者カードとは別の利用登録制度に新たに登録していただいた方については、ミライオン図書館に来館して備え付けの機器で聴けますが、目が不自由な方々は図書館に来るだけでも大変だと思いますので、登録は郵送でもさせてい

たきますし、さらに登録した方からは申込みがあればダウンロードしたものを光ディスクに保存して御自宅に郵送するというサービスを始めました。また、御自宅にインターネット環境がある方であれば、わざわざ光ディスクに焼いたものを図書館から取り寄せなくても、御自宅でログインして聴けるようになりました。これは「サピエ図書館」のサービスメニューがそのようになっておりまして、最寄りの図書館に視覚障害者等として登録されていれば個人でもログインできるという、少しユニークな登録形態ですが、そういうことになっておりますので、今回、県立図書館の方で「サピエ図書館」への加入が無事にできましたので、図書館で視覚障害者等として利用登録をさせていただいた方については、御自宅でダウンロードして、デジタルの音声資料を利用することができるようになったということでございます。これが1点目でございます。

2点目は、大学との協力貸出しの連携です。これは通常スムーズにっております。ただ、県内はかなり移動時間がかかりますので、物流については、どうしても少しお時間がかかってしまうという難点があります。これは大学図書館だけではなく、市立図書館、町立図書館も同様です。県立図書館が持っている協力車で配送するだけではどうしても足りないときには、県立図書館で契約している宅配便を使って配送をしています。いずれにしても、そうした物流があって初めて大学での利用ガイダンスもより一層効果を発揮すると思っております。実際、活水女子大学でガイダンスをさせていただいたときは、話をすると、学生はもちろんですが先生方も驚かされていまして。新しく大学に赴任した先生方の中には、御自分の大学でそういう取寄せができることをまだ御存じない方もいらしたりするようで、その話をすると喜んでくださいました。この辺は知っていただくだけで県内の各大学の魅力が高まっていく部分だと思いますので、ゼロ予算に近い事業でございますが、引き続き地道に取り組んでまいりたいと思っております。

3つ目はテレビ会議システムについてです。これは長崎県で導入しているテレビ会議システムを使いましたので、県職員が使っているものと同じインフラです。今回の場合は図書館職員の方々向けの研修でしたので、それに市や町が対応できるかどうかというところになってまいります。実際には、県内の市や町の図書館でも、図書館にウェブカメラがないとか、あるいはテレビ会議システムにつなげる環境にないという例はありました。ある町では、図書館では対応できないので、役場に移動してテレビ会議システムにつないで研修を受講していただいたということもございました。どうしてもう

まくつなぐことができなかつたところについては光ディスクに保存して配付させていただいたというのは、先ほど申し上げたとおりです。まだ21市町すべてで対応できる状況にはないのかもしれないということは今回でわかりました。いずれにしても、今回こちらでもノウハウを入手することができましたし、実際に今回参加した市や町の図書館職員の方々もノウハウを得たと思いますので、次からはテレビ会議システムをフルに活用しながら、なかなかこの状況だと集合型の研修も難しいところではありますので、研修に限らず会議等でもフルに活用しながら実施していきたいと思っております。

(浦川委員)

政策監にお尋ねですが、テレビ会議を県庁3階でできるものですか。

(島村政策監)

できますが、ボランティア同士でお話をされるのであれば、LINEの方がすぐつながりますので、わざわざ集まることは意味がないのではないかと思います。LINEでボタンを押せばすぐにつながります。ぜひ試していただければと思います。

(池松教育長)

県庁はどちらにしても貸し出しはしてないですね。

(島村政策監)

はい。県庁自身はあくまでも行政内ということで縛られていますし、セキュリティもうるさいので、お貸し出しといわれると難しいというのが正直なところだと思います。

(浦川委員)

拠点公民館や、今のように拠点図書館が、市町に全部あれば近くに行けばいいですが。将来的に検討してもらえればと思います。

(池松教育長)

ほかに、ございますか。よろしゅうございますか。

特にないので、以上で報告事項を終了いたします。次の議案審議から非公開で行いますので、報道関係者の方は退席をお願いいたします。